

## 第 19 回福岡県地域年金事業運営調整会議 議事概要

日 時：令和 5 年 3 月 9 日（木）13 時 30 分～15 時 30 分

開催方法：集合形式

出席者：

### 【委員】

岩本 芳浩 （福岡県社会保険委員会連合会 会長）  
梅林 宏司 （北九州市保健福祉局 健康医療部 保険年金課 年金担当係長）  
江藤 俊哉 （株式会社西日本新聞社 くらし文化部 次長）  
梅津 正義 （福岡県年金協会連合会 事務局長）【代理出席】  
高橋 佳子 （全国健康保険協会 福岡支部 企画総務部長）  
千原 潔 （厚生労働省 九州厚生局 年金調整課長）  
檜崎 浩一 （一般財団法人 福岡県社会保険協会 専務理事）  
南里 剛太 （全国国民年金基金 福岡支部長 佐賀支部長）  
丸谷 浩介 （※委員長 九州大学 大学院法学研究院 教授）  
宮崎 凡恵 （福岡県教育庁 教育振興部 高校教育課 指導主事）  
山田 治 （大牟田市市民部 保険年金課 国民年金担当 主査）

### 【日本年金機構】

修善寺 祥子 （博多年金事務所 上席副所長）  
寶城 隆 （博多年金事務所 副所長）

## 1 開会

### 《寶城副所長》

お待たせいたしました。時間となりましたので、ただいまより第 19 回福岡県地域年金事業運営調整会議を開催いたします。私は、博多年金事務所 副所長の寶城と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

これまで書面開催が続いておりましたこの地域年金事業運営調整会議ですが、数年ぶりに対面による開催の運びとなりました。皆様と顔を合わせてお話しできる場を得られ、大変ありがたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、開催のご挨拶をさせていただきます。本来であれば日本年金機構博多年金事務所所長の池下よりご挨拶させていただくところですが、本日所用につき欠席しておりますので、博多年金事務所 上席副所長の修善寺よりご挨拶申し上げます。

## 2 博多年金事務上席副所長挨拶

### 《修善寺上席副所長》

皆様お疲れ様でございます。ただいまご紹介いただきました日本年金機構博多年金事務所  
上席副所長の修善寺でございます。

本日はご多忙の中、福岡県地域年金事業運営調整会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。  
また、委員の皆様におかれましては、日頃より公的年金制度への深いご理解のもと、  
私どもの円滑な事業推進にお力添えを賜り、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。  
さて、福岡県の地域年金展開事業の詳細な実績等については、この後、担当よりご報告いた  
しますので、私の方からは、当機構の基幹業務の取組み状況等について少しご説明をさせて  
いただきます。全国の被保険者数は約 6 千 8 百万人、年金受給者は約 4 千万人であり、年間  
にお支払いしている年金額は 53 兆円を超え、これは我が国の名目 GDP 540 兆円の約 1 割  
となります。年金制度の適正かつ安定的な運営が、我が国社会の安心と安定に大きな役割を  
果たしており、その業務運営を任されている責任は非常に大きいと考えています。

令和 4 年度、基幹業務の重点目標として「国民年金保険料の最終納付率 80%」を掲げて、  
未納者の属性に合わせた取り組みを行ってきたところですが、すでに昨年 11 月末現在で、  
この目標は達成いたしました。

また、厚生年金保険の分野においても、昨年 10 月に施行された「短時間労働者に対する被  
用者保険の適用拡大」に関する事務を含め、適用・徴収ともにおおむね順調に事業運営がさ  
れています。

さて、全国的なこととして、来年度の大きな課題を 1 点のみお話ししますと、令和 5 年度は  
特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に男性・女性ともに到達することから、年金請求書  
の受付、それに伴う相談が今年度より 3 割程度増加する見込みです。相談ブースの増設や窓  
口対応職員などの増員、育成によりこの影響を最小限にし、お客様にご迷惑をおかけしない  
よう、体制の整備に着手しております。

当機構の使命は「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営し、年金をお支払い  
することにより、国民生活の安定に寄与する」ことです。この使命を果たせるよう職員一同、  
来年度以降も一丸となって業務に取り組んでまいります。使命を全うするためには、関係  
機関の皆様のお力が必要不可欠と考えておりますので、格段のご協力を賜りますようお願い  
申し上げます。

最後になりますが、今後、高齢化社会の進展により、更に地域の方々へのご案内や手続き  
いただく際の支援が必要となるものと考えております。その点からも地域の関係機関や年  
金委員の皆様との結びつきを更に強固なものとして、引き続きのご理解とご協力をお願い  
したいと存じます。この後の議事にて、福岡県の取組状況の詳細をご報告申し上げますが、  
ぜひ忌憚のないご意見やご提案を賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたっての挨拶  
とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

### 3 委員長挨拶

#### 《丸谷委員長》

皆さん、こんにちは。九州大学で社会保障法を担当しております丸谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、年金制度において、また社会保障制度全般についても大きく変わるということが、これから暫くの間で予定がされております。国の方でも全世代型社会保障制度の会議が行われており、その中で働く人皆が社会保険の制度に入るということを目的とした改革がなされようとしています。また、基礎年金制度の適用範囲を65歳まで拡大しようという話も出てきている中で、今後大きく変わってくるものと見込まれます。

ご承知のように、年金制度というのは非常に複雑になっています。そのため市民の皆さんも良く分からないだけではなく、事務を執行する方についても、遺漏なき仕事をされていることは十分に承知していますけれども、なかなか正確を期して仕事をするのは難しい状況にあらうかと思っております。加えて昨今においては、コロナの感染状況によって各種経済政策がとられ、年金制度においても保険料の徴収の猶予などの仕組みがとられておりましたが、これはそのうち廃止されるだろうと思います。今後、コロナの後遺症のようなものが制度にずっと残り続けていくだろうと思います。そうすると制度全体が非常に複雑になり、その方に対してどのようなものが本当に必要なかわからないという中で、非常に厳しい運営に立たされるというのがこれから数年の間に起ってくるだろうと思います。

その中で、年金制度は複雑で難しいとはいうものの、私達の生活に非常に密接に結びついているものですから、これを出来るだけ解りやすく皆様と共有していきたいということがこの会議の目的になるかと思えます。微力ながらこの会議で何か貢献できればと考えております。忌憚なきアイデアなどを出していただければと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4 出席委員紹介

※出席委員よりお一人ずつご挨拶をいただいた。

※欠席委員

白石 勝洋 (福岡県年金協会連合会 会長)

高橋 信命 (福岡県人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 私学振興課 参事補佐)

中山 美穂 (福岡市保健医療局 総務部 保険年金課 国民年金係長)

山本 弘之 (福岡県社会保険労務士会 専務理事 事務局長)

#### 5 議事

(1) 令和4年度事業実施結果中間報告(令和4年4月～12月)

《寶城副所長》

改めまして、博多年金事務所の寶城でございます。それでは、資料の説明をさせていただきます

ます。かなりボリュームがありますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

まず「目次」をご覧ください。今回の資料の構成ですが、1 番目に地域年金展開事業とはどのようなものか、その概要を説明いたします。続いて 2 番目、今年度の事業の実施状況について、4 月から 12 月までの中間報告ということで説明いたします。続きまして 3 番目、地域年金展開事業の取組事例ということで、福岡県における地域年金展開事業の具体例を紹介いたします。そして 4 番目に、来年度の事業計画案について、最後に 5 番目、参考資料というつくりになっております。また、別冊資料として、「外国人留学生向け年金セミナー資料」を添付しています。こちらは福岡県内の専門学校で実際に使用したセミナー資料です。

まず、1 番目、地域年金展開事業の概要について説明いたします。資料 2 ページをご覧ください。地域年金展開事業とは、2 ページ左側の赤い枠、私ども日本年金機構が、上の緑の枠、「地域のネットワーク」と連携しながら、右側の地域住民や学生・生徒、会社にお勤めの方などに対して、年金制度の普及や啓発につながる活動を行うものです。簡潔に申し上げますと、年金制度を、広く国民の皆様知っていただく、理解していただく、そういった活動を「地域年金展開事業」と捉えていただければ結構かと思えます。

続きまして 3 ページをご覧ください。地域年金事業の主な取組ということで、具体的に、どのように地域や学校、職場などで年金制度を知っていただくための活動を展開していくかということに記載しております。そこに青い枠で 5 つ記載がございます。本日は、これらの取組状況について説明いたします。

続きまして 4 ページからは、今年度の事業実施結果について説明いたします。中間報告ということで、一部を除き 12 月末までの実施結果でございます。時間の都合上、新たな取組や、特に力を入れている取組を中心に説明いたします。

それでは、5 ページをご覧ください。まずは、地域連携事業の取組状況です。地域における関係機関との協力連携は非常に重要であります。まずは、市区町村・官公庁との連携事業です。地域住民の最も身近な窓口である市区町村の皆様には、実績欄の①にあるように、機構の施策の周知広報に多大な協力をいただいております。

令和 4 年度は、4 月に給付関係の改正、10 月に適用拡大にかかる改正と、令和 2 年年金制度改正にかかる実施年度に当たることから、市町村職員向けの研修会・制度説明会を重点的に取り組みました。

また、8 ページをご覧ください。8 ページの一番上、九州厚生局との共催による市区町村職員の皆様への事務説明会や、その次の段、オンラインを活用した研修会を実施いたしました。市区町村の皆様との協力連携は、国民年金制度の周知、収納率向上に必要不可欠であると考えております。今後もさらに進めてまいります。

続きまして 9 ページをご覧ください。9 ページ下段から 14 ページにかけては、関係機関との協力連携について記載しております。特に、令和 4 年 10 月施行の厚生年金適用拡大についての制度周知を目的として、事業所向け制度説明会を積極的に実施しました。

続きまして 15 ページをご覧ください。ここからは年金セミナー事業について説明いたします。年金セミナーは若い世代に年金の大切さを理解してもらい、国民年金保険料の納付や免除申請などにつなげ、将来的な無年金・低年金の発生を防止するという非常に大切な目的があります。したがって、長期的なビジョンで、粘り強く取組を継続していくことが重要であると考えております。15 ページ上段は、関係機関への年金セミナーの協力依頼です。県の高校教育課や私学振興課などの関係機関に、協力をいただいております。また、地域年金推進員とともに、特別支援学校長協会の総会に出席させていただき、協力依頼を行いました。なお、地域年金推進員とは、学校長OBの方で、その経験や人脈を生かして、各学校に年金セミナーの案内をしていただいております。現在福岡県では 3 名の推進員に活動いただいております。

続きまして、16 ページから 18 ページにかけては、学校に対する年金セミナーの実施状況を記載しておりますので、後ほどご確認くださいと思います。

続きまして 19 ページをご覧ください。ここからは年金相談事業ということで、地域における年金相談や制度説明会の実施状況について説明いたします。19 ページの表は出張年金相談の実施状況です。年金事務所まで遠いところにお住まいの方のために、出張年金相談を開設し、年金機構職員や社会保険労務士が年金相談に応じております。高齢の方など、なかなか年金事務所に出向けない方にとって、非常に重要な相談の機会となっており、ニーズも高いものがありますので、今後も継続してまいります。なお、令和 3 年度までは開催回数と相談件数を集計しておりましたが、今年度より集計は実施しておりません。ご了承ください。

続きまして 20 ページをご覧ください。特別支援学校に対する、障害年金に関する制度説明会についてです。福岡県においては特に力を入れている施策の一つであります。右側の総括欄に記載しているとおり、特別支援学校に通う生徒さんは、将来、障害年金を受給する可能性が高く、保護者や教職員の関心も非常に高いものがあります。制度を知らなかったために障害年金を受給できなかった、手続きが遅れたなどがないように、今後も重点的に取り組んでまいります。

続きまして 22 ページをご覧ください。ここからは、年金委員活動を支援する事業についてです。年金委員には 2 種類、地域型年金委員と職域型年金委員がありまして、それぞれ地域や職場で年金制度の普及活動に尽力いただいております。右側の総括の欄をご覧ください。年金委員の皆さんには、地域や職場と年金事業との橋渡し役を担っていただいているため、年金委員への研修会や、資料の送付による情報提供など、その活動を支援することが非常に重要であります。令和 4 年度より、地域型年金委員の組織的活動を活性化することを目的に、福岡県地域型年金委員連絡会・地区連絡会を設置いたしました。これらは四半期に 1 回開催し、連絡会では県全体への連絡周知を、地区連絡会では各年金事務所での研修や意見交換を行い、地域型年金委員の活動支援を支援いたします。

続きまして 25 ページをご覧ください。25 ページ、26 ページは 11 月のねんきん月間、それから 11 月 30 日の年金の日に関する取組について記載しております。では、そのうち 26 ペ

ージをご覧ください。26 ページは「わたしと年金」エッセイについてです。この年金エッセイ、福岡県においては学生・生徒さんから 584 件の応募があり、3 年連続で県単位での全国最多、さらに学校単位でも筑紫高校から全国最多の応募をいただきました。また、八女高校の生徒さんが優秀賞を受賞、筑紫高校の生徒さんが入選を果たしました。これらの素晴らしい結果の背景には、先ほどお話した、校長先生の O B になっていただいている地域年金推進員の方々が、学校を回って案内をしていただいた効果が大きいと考えております。応募作品に目を通すと、どれも生徒さんが自ら調べ、また自身の体験を交えながら書き上げており、次世代を担う若年層に年金制度への理解を深めていただく良い機会になっているように思います。来年度も、夏休みの課題に取り入れていただくなど、さらなるアプローチを行ってまいります。

続きまして 27 ページをご覧ください。27 ページから 29 ページにかけては、前回、第 18 回運営調整会議において、委員の皆様からいただいたご意見に対する回答、あるいは対応の状況でございます。年金セミナーや研修等の実施状況に対するご意見や、事業計画に対するご意見など、貴重なご意見を多くいただいております。すぐには結果が出ないものもありますが、機構本部とも連携しながら、着実に取り組んでまいります。

続きまして 30 ページをご覧ください。ここからは地域年金展開事業の取組事例の紹介をさせていただきます。31 ページから 33 ページにかけて、3 つの取組について記載しております。これらはいずれも令和 4 年度に福岡県内で開催されたセミナーや説明会になります。

32 ページをご覧ください。7 月に開催した、外国人留学生向け専門学校での年金セミナーの概要です。別冊資料をご覧ください。こちらが実際に使用したスライドです。

セミナーに先立ち、先生と打ち合わせを行ったところ、日本語の習得についてはかなり初期の段階にあるとのことだったため、できるだけ平易な日本語で、内容も極力絞って資料を作成しました。資料をご確認いただき、忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして 34 ページをご覧ください。ここからは、来年度の事業計画案でございます。令和 5 年度も、地域連携事業、年金セミナー事業、地域相談事業、年金委員活動支援事業、「ねんきん月間」及び「年金の日」の取組、そして地域年金事業運営調整会議と、それぞれの取組について遺漏なく確実に実施してまいります。詳しくは後ほどご確認いただければと思います。

最後に、40 ページからは参考資料となっております。42 ページをご覧ください。当機構における、オンラインビジネスモデルの推進についての現在の取組状況です。平成 29 年 1 月から始まった機構の「システム刷新」と、政府におけるインターネット環境のインフラ整備とが相まって、当機構におけるオンライン化を実現する環境としては大筋で整ったと判断し、現在オンラインサービスのさらなる利用促進に取り組んでいるところです。具体的なインターネット環境によるサービスとしては、事業所は e-G o v や G ビズ I D といった認証システムを用いる、個人の方はマイナンバーカード・マイナポータルのセキュリティ環境を使う、というモデルです。今後はお客様に使っていただけるサービスにすることが重要であ

り、お客様の利益実感をいかに生み出すか、利用促進策の充実に取り組んでまいります。  
43 ページ、44 ページは福岡県の状況でございまして、44 ページには国民年金保険料の納付率を記載しております。後ほどご確認いただければと思います。  
私からの説明は以上でございます。

## （２）質疑応答及び意見交換

《丸谷委員長》

それでは、委員の皆様からご質問ご意見を承りたいと思います。  
これまでの議事内容について、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

《丸谷委員長》

事業所向け、個人向けに実施してきたコロナにかかる特例猶予や臨時特例免除の現状と、その後始末といえますか、追納の手続きや執行の状況などをお聞かせください。

《寶城副所長》

まず、厚生年金の納付猶予については、毎月発生分の保険料に加えて猶予分を計画的に納付していただいている状況です。計画不履行の事業所については納付猶予の取り消しを行い、滞納処分への移行を進めているところです。  
次に、国民年金の特例免除につきましても、来年度以降おそらく特例的な免除については終了となるのではないかと料料されます。先程資料の中でご説明しましたとおり、国民年金保険料にかかる強制徴収はコロナ前の基準で滞納処分を実施しております。

《丸谷委員長》

厚生年金の方は、猶予分は基本的に話し合いで納付計画を立て、その話し合いが合意できない時には強制徴収を行っているということでしょうか。

《寶城副所長》

その通りです。

《丸谷委員長》

特例猶予を受けている事業所は、ほかにもコロナ関連で借入れなど行っていることが多いと思いますが、他の返済や税金などの滞納等複数の要因により厚生年金の納付が困難なケースでは、どのような対応をとっていますか。

《修善寺上席副所長》

決算書等の資料を確認した上で猶予を延長することはあります。

《丸谷委員長》

事業所に対する滞納処分が引き金になって、倒産してしまうといったことはないのでしょうか。

《修善寺上席副所長》

申し出があった事業所の全てに猶予の延長が認められるわけではありません。猶予延長が認められない事業所には、当然納付していただくことになります。

《江藤委員》

そもその前提知識として確認したいが、コロナによる猶予制度はいつから始まったのでしょうか。

《寶城副所長》

令和2年2月から始まっており、期間は1年単位。現在も制度は続いております。また、延長を申し出る際には1年ごとに決算書等資料を提出していただき、猶予の妥当性を判断します。納付に足る資力がある場合には納付計画を立てていただくことになります。

《丸谷委員長》

令和5年度も制度は継続するのでしょうか。

《寶城副所長》

現時点では何も示されておられません。

《丸谷委員長》

猶予制度は以前からあったが、コロナにかかる特例猶予は令和2年2月から始まり現在も続いている。この特例がいつ終了となるか、また猶予されてきた保険料をいつまでに償還しなければならないかは今のところ未定である、このような整理でよろしいですか。

《寶城副所長》

おおむねその通りです。いつまでに納付しなければならないか、という点については事業所の資力により異なりますので、個別に計画を立てていただくことになります。

《高橋委員》

計画というのは、例えば3年分特例猶予を受けた場合、事業所の状況によって当月発生分に加えて、2か月分ずつ分割する、といった話し合いを行うイメージでしょうか。

《修善寺上席副所長》

その通りです。話し合いによって決定した納付計画に基づいて猶予分を納付していただき、その計画が履行されなかった場合に猶予の取消であるとか、滞納処分といった段階に進む場合があるということです。

《丸谷委員長》

保険料の徴収というのは、厚生年金と健康保険どちらも行っていると思うのですが、厚生年金保険料が 18.3%で健康保険の方が 10%前後ですので、合わせて標準報酬の約 3 割の金額を滞納している状況になります。従業員 1 人につき 3 割、これを例えば 3 年間猶予されたとすると相当な金額になるので、この猶予分保険料の解消にかかる対応は、今後大きな問題になるだろうと思います。この問題については、例えば職域型年金委員さん等にも今後の対応などを考えていただく必要があるのかなと思います。

《江藤委員》

後日取材させていただきたいと思います。

《江藤委員》

冒頭の挨拶の中で、令和 5 年度は年金相談が 3 割程度増加するという話がありましたが、どのような内容でしょうか。

《修善寺上席副所長》

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、性別や年齢によって異なっています。令和 5 年度は男性・女性ともに新たに開始年齢に到達する方がおられることから、男女いずれかだけ開始年齢になる年度と比べて年金請求書の受付や、それに伴う相談が 3 割程度増加する見込みです。

《丸谷委員長》

60 歳支給開始だったところを 65 歳に変更した際に、移行期間として段階的に支給開始年齢を引き上げていくこととしました。加えて、支給開始年齢はもともと男女で 5 歳異なっていましたので、男性と女性で年金を受け取り始める年齢が変わってきて、今まで女性は 60 歳から支給開始となっていた部分が今度 61 歳になるというようなことです。

《江藤委員》

相談者が 3 割程度増えるということは、対象者は一定数おられるということですか。

《丸谷委員長》

例えば、これまで 60 歳で年金を受給できていた方が、61 歳にならないともらえなくなることになり、そういった方々が相当数いますので、相談が増えるのではなかろうかと予想しているということです。

《江藤委員》

年金をもらえる方が増えるということであれば、記事にしても良いかもしれませんね。

《丸谷委員長》

60 歳代前半の話というのは複雑で、高年齢者雇用安定法による定年年齢の引き上げにより 65 歳まで働けるようになった一方で、実際には 60 歳で辞める方も少なくない状況です。この 5 年間で仕事で収入を得るのか年金を受給するのかというのは、加入している制度によって、また性別等によっても人によってバラバラで、年金事務所に相談をして一人一人個別に相談対応が必要といった状況です。

《南里委員》

16 ページにある年金セミナーについて、セミナーの実施回数のみ載せてありますが、セミナーによってどれだけ理解が深まったかという点が非常に重要ですので、セミナー後のアンケート結果についてもお示ししたいと思っています。

《高橋委員》

外国人向け年金セミナーについては、制度周知に加えて、一番の目的は学生納付特例申請の提出かと思っています。セミナーの結果どのくらい学生納付特例の申請があったのか、効果測定の結果もお示ししたいと思っています。

《修善寺上席副所長》

セミナーに参加いただいた方の中には、20 歳前の方や保険料納付中の方などが含まれておりますので、純粋な効果の測定は難しいかと思っています。学校側から時間をいただけた場合、セミナーと合わせてその場で申請書を受け付けすることがありますので、当日中に受理した申請書の件数はご報告できるかと思っています。

《寶城副所長》

年金セミナー終了後はアンケートを実施し、どのくらい年金制度への理解が深まったのかという測定を行っています。アンケート集計結果については学校側にもお知らせしているところです。

《丸谷委員長》

子ども達が書いたアンケート結果についてはそのまま受け止めて良いのかといった部分もあります。数年前に中学校、高等学校の現代社会や政治経済、公民等の教科書で年金がどのように扱われていたか調べたことがあり、研究者の視点から内容を見ると、教科書に書かれていることの7~8割に誤りが見られました。例えば「これから賦課方式で年金をやっていくと、将来制度が崩壊することもある」「これまでの賦課方式から積立方式に変えなければならない。そんな議論を始めなければならない」「税方式でやらなければならない」といった表現をされている。このような話は、既に20年前に否定された内容であるにもかかわらず、今でも学校現場で教えられており、その教育を受けてきた今の大学生に年金制度のイメージを聞くと、だいたい教科書どおりのイメージを持っています。その一方で年金セミナーでは「きちんと手続きをしましょう」「お年寄りのために払いましょう」と伝えても、二枚舌を使っているようなイメージになってしまう。学生・生徒・児童達はどうしても悲観的な方のシナリオに引かれてしまうので、やはり年金制度に対しては不信感を持っているように思います。そういった面について、先生方もどの程度理解して授業を行っているのかと思うところですが、教育現場ではいかがでしょうか。

#### 《宮崎委員》

私は家庭科が専門ですので、公民等の教科書の内容を理解しているわけではありませんが、基本的には教科書に沿って授業をしていきます。私たちも教科書の内容については勉強していかなければならないので、このような年金セミナーや研修等で知識を深めているところです。教える側としては、生徒が悲観的な意見を持ち、年金を納めないといった感覚を持つことが無いように授業を行っています。

#### 《丸谷委員長》

アクティブラーニングやディベートにより、一つのテーマに対して賛成反対に分かれて話し合うといったスタイルの授業が増えてきています。そのテーマに年金制度が選ばれた場合、「年金を増やしてほしいという高齢者」グループと、「現在高齢者のために年金を払っているが、自分たちは将来年金をもらえないかもしれないと不安を持つ若者グループ」に分かれて討論することになる。ディベートの内容というものは、かなり内面化されてしまう懸念があって、そういう意味ではあまりテーマにしてもらいたくないと考えています。ただ、年金制度はそういった題材で使われやすく、ゆえに教科書も「もらえるかどうかかわからないので議論が必要」といった書き方になってしまう。それはちょっと問題だなと考えていて、厚生労働省でも社会保障教育の研究会がなされており、テキストも出てきていますが、バラバラに出されているので、少し統一するなり専門家を入れて表現を揃えるといったことが必要であろうと思います。

《丸谷委員長》

令和4年度における福岡県の重点取組については、市町村職員への研修と地域型年金委員の組織的な活性化、職域型年金委員の委嘱拡大、それに加えて特徴的な取組が特別支援学校への説明会であったかと思います。これら重点取組についてご意見等ございますか。

《千原委員》

20 ページにある特別支援学校に対する制度説明会については、福岡県が一番実施されています。他県の状況を申しますと、長崎県が4校、大分県が1～2校で、特別支援学校については福岡県が最も幅広く取り組んでおられます。

《丸谷委員長》

障害年金は、ここ最近の受給者の伸びが顕著になっています。伸び率の内訳を見ると、ほとんどは精神障害となっています。特に精神の場合は、本人に障害年金制度があることを伝えるだけでは受給につなげることは困難です。本人が書類を作成して医師の意見書を添付して提出しても通らないケースが多く、社会保険労務士に手伝ってもらい書類を作成した場合の方が認定されるケースが多いように思います。

特別支援学校に対しても、単なる制度説明だけではなく、社労士と一緒に働きかけを行う必要があるのではないかと思います。

《修善寺上席副所長》

社労士の斡旋等は行っておりませんが、社労士会という団体についての一般的なご案内は行っております。また、精神障害を事由とする年金請求については、医療機関におられる支援員がお手伝いをされているケースもございます。ご自身が書類を作成するケースでは、ご案内した内容がうまく伝わらない等の理由から、書類不備が起きやすい傾向にはあると思います。障害をお持ちの方が、一人で請求手続きを行うことはやはりハードルの高いことかと思います。

《丸谷委員長》

障害年金を専門にされている社労士もおられます。社労士さんに依頼すると成功報酬のこともあり敬遠されがちですが、個人で障害年金の請求は難しいだろうと思っています。精神の事例で言うと、例えば双極性障害の方の場合、躁状態で手続きを進めていても鬱状態のときに手続きを止めてしまうことが相当数あるため、やはり社労士さん等に入っていただくといった周りがサポートする仕組み作りが必要ではないかと思っています。

《丸谷委員長》

事業計画について、オンライン対応についてはいかがでしょうか。

事業所向けオンライン対応については、義務化事業所のうち 92.4%、被保険者 51 人以上事業所で 73.5%が電子申請を利用ということで、個人向けの方はどうでしょうか。

《修善寺上席副所長》

現在日本年金機構として取り組んでいるのが、マイナポータルを経由したねんきんネットの利用促進であり、利用者数については順調に増加しております。

《丸谷委員長》

基礎自治体からご意見等ございますか。山田委員、いかがでしょうか。

《山田委員》

今後、1号被保険者の加入手続き等もオンライン化が進むことと思いますが、現在は窓口で1号加入手続きする際には保険料納付の説明や免除勧奨を行っていますが、手続きのオンライン化によって説明機会が失われる点は不安に感じています。

オンライン化によって便利になる一方で、例えば 20 歳の職権適用の際には納付や免除のことだけではなく、障害年金等の説明についても周知するなど、しっかりとした広報活動が必要かと考えます。

《丸谷委員長》

個別の対応とオンラインとは両立はしないので、何か橋渡しとなる細やかな対応があればよいと思います。広報については、納めた保険料は社会保険料控除の対象になるとか、今ここでいくら納めるといくら得をするといった、お金に訴えかけるような広報をこれまで日本年金機構も厚生労働省もしてこなかったように思います。お得であるといった面を示しても良いのではないかと思います。

《梅林委員》

北九州市では、令和 5 年度から 67 歳までの方と 68 歳以降の方で年金額が違ってくるということで、現在広報用のチラシを作成中です。来年度については併記してご案内することを考えていますが、令和 6 年以降 3 パターン以上になると対応に苦慮するところではあります。今後年金機構や厚労省作成のチラシ等を見ながら、今後広報について検討していこうと考えているところです。

《丸谷委員長》

67 歳と 68 歳で年金額が変わるとはどういったことでしょうか。

《梅林委員》

68 歳以降の方は物価スライドで上がっていき、67 歳までの方は賃金・物価スライドとなるため、はじめて令和 5 年から改定率が変わってくるということで、2 重の管理になってくるということです。厚生労働省の資料等見ますと、新規裁定者をメインにして説明がなされていますが、受給者の方が相談に来られた際に対応できるよう準備が必要かと思っています。

《丸谷委員長》

受給額の計算根拠を求められるような相談というのは多いのでしょうか。

《梅林委員》

想定はしておく必要はあるかと考えています。

《宮崎委員》

先程の教科書の件です。公民は制度について学び、家庭科はライフプランを立てていく中での高齢期の収入源といった面から取り扱うため、勉強する視点が異なっております。また、ディベート形式で授業を進めるにあたって、年金機構が配布しているDVDを教材として視聴し、正しい知識を持った上で討論に臨むといった授業も展開できると思います。配布しているDVDは何分ほどの内容になりますか。

《寶城副所長》

35 分が 2 本です。ユーチューブには短い動画がございます。

《宮崎委員》

授業に取り入れることを考えると、あまり長いと難しいです。ユーチューブ動画があるなら、生徒達は一人一台端末が整備されましたので、授業で使いやすいかと思います。

《丸谷委員長》

いくつかのセクションで作られていて、年金局が作成しているユーチューブ動画で、Quiz Knockの動画が 2 本、ほかにもパワーポイントのスライドで説明している動画がいくつかあります。また、年金機構が作成している動画もいくつかありますが、いずれもターゲットとしている学生の層がよくわからない印象です。動画教材もターゲット層を細分化するか、目的を絞って作ることが必要ではないかと思います。

《宮崎委員》

1 コマの授業が 50 分で展開されるので、35 分のDVDでは使いづらい。例えば金融教

育等の授業でも動画を作成していただき、視聴した上で授業を展開していくことがあります。

#### 《丸谷委員長》

大学でのオンライン授業でも、ユーチューブに動画を上げて視聴させる形式で講義を行うと、やはり 15 分くらいでテーマごとにファイルを分け、小刻みに動画を分けてあげないと視聴する側の利便性が損なわれる。動画教材も年金セミナーもやればよいというものではなく、コンテンツ開発とかターゲティング等を行う必要があるかと思います。年金局も同様の問題意識をお持ちのようで、学生との対話集会等実施をされていますので、連携される等調整されると良いかと思います。

#### 《南里委員》

年金制度の良さを分かってもらうために取り組んでいるところではあるが、そもそも年金について、保険料の納付は義務である、納めなければならないという点を示すことも重要だと思います。個人の意思で納める納めないを選ぶような制度ではないということをしかりと伝えることは必要だと考えます。

参考資料にあるとおり、福岡県の免除率が 50%を超えています。将来の受給額を考えたとき、仮に全期間免除だと月額で 3 万円程度の低年金者となってしまいます。受け取る金額のことなど考えると、そもそも年金は納めるべきという点もしっかり周知することが必要だと思います。未納、免除の方には将来の低年金といった視点からもぜひ納付を進めていただきたいと思います。

#### 《修善寺上席副所長》

セミナー動画の内容は何パターンかありまして、学生納付特例を進めるだけでなく、納付を求める内容のものもございます。日本年金機構としまして、低年金防止の観点からできるだけ納付を前提としたご案内をさせていただいております。

#### 《丸谷委員長》

外国人向けのセミナーの場合は老齢年金の受給に結びつかない場合が多いため、学生納付特例の勧奨をするという流れになるかと思います。日本人向けの場合は学生かどうかで違いはあるかとは思いますが、払わない理由は、制度不信であったり低所得であったりと千差万別で、統計的には 1 号被保険者の中で未納になっている方の年収で見ると、1 千万以上の年収を持つ未納者もかなりおられます。この方々に対しては、年金制度はこういうものであり、納めるとこういう良いことがあるよという説明の中で金額的なメリットを伝えた方がある程度ご理解いただけるのではないかと思います。闇雲に納付の義務を述べても、反発を受けるだけかなと感じます。特に若者に対して年長者が言った場

合はより反発を受けやすいので、なかなか説明は難しいかと思います。

《岩本委員》

税金の場合は中学校の頃から授業で学びますが、年金も税金と同じく、早い段階から制度について授業で学ぶべきかと思います。

《丸谷委員長》

年金と税金が意識的にも違うという点は顕著で、例えば国民健康保険料が、保険料方式と保険税方式が両方併存してあるのはなぜかという点を考えると、制度開始当初、税方式の方が納得を得られやすいという点があり、強制力に対する意識が相当に違うという理由から、現在9割近くの自治体が税方式で行っている状況です。一方で、年金はあくまでも保険であるというところから始まっているので、だったら払わなくてもいいという考え方がどうしても出てきてしまう。ですので、仕組みがこうなっていますという教育を小さいうちから行う必要性については中央の方でも考えているようですが、カリキュラムの問題等から実現はなかなか難しいようです。ただ、教育の必要性については強く感じるようです。消費者教育は中学校、高校で段々と入ってくるようになりましたので、社会保障教育についてももう少し入っていけるようになれば良いと思っています。

《江藤委員》

先程の動画教材についても、小学校低～高学年向けといったものがあると良い。

《山田委員》

分かりやすい簡潔な制度説明という点では、やはり年金はわかりにくい。例えば年金エッセイを載せるだけといった手法でも響くものがあるのではないかと思います。

《梅林委員》

任意加入の相談のように受給が近い方にはあといくら納めたらいくら受給額が増えるといった説明は響きやすいが、若い方にはマクロ経済スライドの関係もあり簡潔に説明し難い面がある。

《丸谷委員長》

年金に限らず将来価値の変動はありますので説明には難しい面がありますが、いずれにしても対象者を絞って広報を行うこと、そのコンテンツについて充実させていくことについて、重要性を確認できたことと思います。

《檜崎委員》

社会保険協会では、会員の事業所の方に講習会等を行っていますが、そこでねんきんネットの加入状況を尋ねると1/4くらいです。年金機構としてねんきんネットのPRは行っておられるとは思いますが、さらにPRの拡充をお願いしたいと思います。

《修善寺上席副所長》

福岡県内年金事務所では、事業所あてにねんきんネット拡充のチラシを送付して、その後ねんきんネット登録に必要なアクセスキーの発行について、従業員全員の発行申し込みを事業主の方に一括して行っていただいております。今後ともさらなる拡充に努めてまいります。

《丸谷委員長》

では、このあたりで質疑を閉じさせていただこうと思います。委員の皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、事務局の方で整理をしていただいて、今後の事業運営に活かしていただきたいと思います。また、本日十分に回答できなかったことがあれば、確認の上あらためて各委員へお知らせいただくようお願いします。以上で議事を終了いたします。では、事務局の方で進行をお願いします。

《寶城副所長》

丸谷委員長、ありがとうございました。

これで、予定していた議事はすべて終了いたしました。それでは、閉会にあたりまして、博多年金事務所 上席副所長の修善寺より一言お礼を申し上げます。

《修善寺上席副所長》

本日は、各委員の皆様方、ご多忙の所ご出席をいただき誠にありがとうございました。委員の皆様方のご協力もあり、滞りなく会議終了の運びとなりました。本日皆様方からいただきましたご意見等につきましては、日本年金機構本部および福岡県内の年金事務所において共有し、今後の地域年金展開事業を推進するにあたっての礎にしてまいりたいと考えております。

従来から申し上げておりますように、公的年金制度の安定的かつ恒常的な発展のため、地域や企業の皆様に対し、正しい知識や情報を適時的確にお伝えすることは、私ども日本年金機構として重要な取組であると考えております。これらの実現にあたりましては、本日ご参集の委員の皆様をはじめとした地域の関係団体のご協力が必要不可欠でございます。引き続き地域における支援ネットワークの再構築に取り組み、地域・教育・企業など、それぞれのお立場からのご意見、ご提案を賜りながら、国民の皆様方の年金制度に対する理解を深め、制度加入や年金保険料納付に結び付けていけるよう努めてまいりますので、今後とも当機構の業務運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し

上げます。

最後になりますが、引き続きのご指導・ご鞭撻を重ねてお願い申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

《寶城副所長》

以上をもちまして、第 19 回福岡県地域年金事業運営調整会議を終了いたします。

本日の議事の内容につきましては、議事概要を作成のうえ、皆様にご確認いただき、最終的に日本年金機構ホームページに掲載させていただく予定です。

本日はお忙しい中ご参加いただきありがとうございました。

以上